



島根県報

平成23年8月19日（金）

第2,317号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	（医 療 政 策 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（水 産 課）	2

【公 告】

ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務の調達に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	3
花ふれあい公園の指定管理者の募集	（農 畜 産 振 興 課）	6

【特定調達公告】

メンテナンス付カーテンリース調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	11
--------------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第568号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成23年8月28日から 平成26年8月27日まで
隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	平成23年9月1日から 平成26年8月31日まで

島根県告示第569号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町小松地368-7、739-3、740-7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第570号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成23年8月19日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成23年8月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成23年8月18日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成23年8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の5中「及び蔵田」を「、蔵田及び津戸」に改め、同欄の6を次のように改める。

- 6 削除
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表備考を削る。

公 告

ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

ネットワーク連携基盤（以下「連携基盤」という。）の賃貸借及び保守業務並びに構築業務

(2) 仕様

別に定めるネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間及び納期

ア 連携基盤の構築業務

契約の日から平成24年 3 月31日まで

イ 連携基盤用ハードウェア等の賃貸借及び保守業務

平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 島根県内に本社又は事業所を有し、本業務を実施する開発拠点が島根県内にあること（本業務を実施するために新たに設置されるものを含む。）。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ニ) 取引金融機関

(ケ) 決算

- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

(1) 配布期間

平成23年8月19日（金）から平成23年8月29日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 6部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年9月20日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年9月30日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成23年8月29日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成23年9月5日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年9月22日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア 信頼性及び安定性の確保

イ 費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によるヒアリングを行う。

(5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :
A Data-transmitted Computing system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :
3 : 00 p.m. 30 September 2011
- (3) For further details contact :
Information Policy Division
1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6315

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成23年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

花ふれあい公園（以下「公園」という。）は、多くの県民が花にふれあい、花に学ぶ等の各種体験を通じて、園芸及び自然に興味を抱くような公園とすること並びに花きの普及PR、消費拡大の啓発等を行うことにより、島根県の花き産業の振興を図ることを目的とした施設である。

公園については、平成16年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため、指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成24年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

- (1) 名称 花ふれあい公園（愛称：しまね花の郷）
- (2) 所在地 島根県出雲市西新町二丁目1101-1
- (3) 敷地面積 40,205平方メートル
- (4) 施設内容・構造種別
ア 本館棟 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：634.71平方メートル 建築面積：664.88平方メートル
エントランスホール、園芸教室、受付カウンター等

イ 温室棟 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：682.92平方メートル 建築面積：687.32平方メートル
温室内植替花壇面積：約85平方メートル

ウ 歩 廊 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：371.84平方メートル 建築面積：406.13平方メートル

エ 花壇等 屋外植替花壇面積：約2,300平方メートル

芝生面積：約11,400平方メートル

オ 駐車場 一般車用：163台 大型バス用：6台 身障者用：3台

カ その他 子供広場、親水広場、屋外トイレ、倉庫、プロパン庫等

(5) 植栽植物 樹木類約150種、草花類約400種、年間約18万本の花を植栽

(6) 開園年月日 平成16年4月24日

3 指定管理者が行う業務（詳細は、業務仕様書を参照のこと。）

(1) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 花きに親しむ機会の提供に関する業務

(3) 公園の利用の促進に関する業務

(4) 観覧料の徴収に関する業務

(5) 上記に掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

4 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費（指定管理料）

(1) 年間指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、次の支出見込額から収入見込額を減じた額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、指定管理料の額は、災害時等の特別な場合を除き、原則として増額しない。

支出見込額 89,366千円

収入見込額 8,147千円

年間委託料 81,219千円以内

(2) 支払方法

指定管理料は、毎事業年度ごとに年間指定管理料を分割で支払うこととし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停

止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人の県民税、法人の事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 団体は、組織形態は問わないが、個人は申請資格を有しない。

イ 公園の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成23年12月中旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号）に定める別記様式）

イ 事業計画書

管理・運営の基本方針、事業実施計画に関する事項、サービス体制（組織及び人員）に関する事項、管理運営コストに関わる事項等を別途配布する様式に従って記載すること。

ウ 指定管理期間各年度分の収支予算書

エ 団体の概要を記載した書類

オ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 団体の過去3年間の事業報告書及び決算書又はこれらに準ずる書類

キ 申請書提出日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書

ク 印鑑証明書（申請日において発行の日から3ヶ月以内のものに限る。）

ケ 納税証明書

(7) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(4) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。ただし、(1)のオ、ク及びケについては正本1部とする。

(3) 提出場所

18に記載する場所

(4) 提出期限

平成23年9月27日（火）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、平成23年9月27日（火）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (7) その他の不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成23年8月19日（金）から平成23年9月20日（火）までの平日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

18に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 平成23年9月6日（火）午後1時から4時まで
- (2) 開催場所 島根県出雲市西新町二丁目 花ふれあい公園本館棟
- (3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学
- (4) 申込方法

参加を希望する者（人数は各団体3名までとする。）は、別に定める参加申込書に記載の上、平成23年8月30日（火）正午までに18に記載する場所に郵送、FAX又は持参により申し込むこと。FAXにより申し込む場合は、事前に電話連絡の上、送信すること。

10 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

- ア 島根県フラワーパーク整備事業基本計画及び基本設計報告書
- イ 竣工図（建築、造園及び設備）

(2) 閲覧期間

平成23年8月19日（金）から平成23年9月20日（火）までの平日、午前9時から午後5時までとする。

(3) 閲覧場所

18に記載する場所

11 指定管理者の候補の選定

花ふれあい公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聴くこともある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、県内の花き園芸の振興に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公園の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(3) 主な審査項目

主な審査項目は、以下のとおりである。

なお、審査の項目については、選定委員会において検討されるため、修正される場合がある。

- ア 管理運営方針
- イ 管理運営体制
- ウ 管理運営の内容
- エ 収支計画
- オ 団体の財政的基礎と実績
- カ 管理に要する経費

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において(2)の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション方式の審査を行う。

なお、具体的な審査項目及び配点については、後日配付する。また、プレゼンテーションの日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知する。

イ 応募資格の審査結果については、平成23年10月7日（金）までに連絡を行う。

ウ 選定は、平成23年10月中旬頃に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を公表する。

エ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

オ 選定委員会は、非公開とする。

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

条例第7条の規定の規定により、11の(4)で選定した団体等を指定管理者の候補として、島根県議会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定（指定期間、個人情報保護の取扱いに関する事項、業務の責任分担等）及び毎年度ごとに締結する年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払い方法、当該年度必要となる責任分担事項等）を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

13 事業の評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年実施する。評価結果については、議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認める場合に

は、島根県は、指定管理の指定を取り消すことができる。

- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、管理継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 応募等に関する質疑

質疑は、平成23年9月12日（月）午後5時までに提出のこと。

なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

平成23年9月12日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、FAXで提出すること（質疑はFAXのみで受け付ける。）。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答予定は、質疑受付後、10日以内とし、全ての申請予定団体に対し、FAXで行う。

なお、回答日以降において、新たに募集要項の配布を受けた団体が、上記回答文書の配布を希望する場合は、同文書の配布を行う。

17 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 条例、島根県花振興センター条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

18 問合せ先

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付を行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部署 島根県農林水産部農畜産振興課園芸グループ

電話 0852-22-5125

ファクシミリ 0852-22-6036

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成23年 8 月19日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
メンテナンス付カーテン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社岩多屋 島根県浜田市浅井町87番地2
- 5 落札金額
940,960円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年 6 月21日